

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） IV－4 諸手続（第一種金融商品取引業） IV－4－2 承認及び届出等 IV－4－2－1 私設取引システムを運営する業務の認可及び登録 （略） ①・② （略） ③ 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。 <u>（削除）</u> <u>イ. 取引量に係る数量基準</u> （略）	IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） IV－4 諸手続（第一種金融商品取引業） IV－4－2 承認及び届出等 IV－4－2－1 私設取引システムを運営する業務の認可及び登録 （略） ①・② （略） ③ 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。 <u>イ. 価格情報等の外部公表（当該業務において株券等（金融商品取引業協会等に関する内閣府令第 14 条各号に規定する有価証券をいう。）を対象とする場合に限る。）</u> <u>「当該私設取引システムの最良気配・取引価格等を他の私設取引システムと比較可能な形で、リアルタイムで外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。」</u> <u>ただし、他の私設取引システムと比較可能な形での公表形態が整うまでの間は、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。」</u> <u>ロ. 取引量に係る数量基準</u> （略）

改正後	現行
<u>ロ.</u> 取引量に係る報告 a. 競売買の方法（競売買以外の方法を併用する場合も含む。）により価格決定を行う私設取引システムの場合、 「金融商品取引業者は、金商法施行令第1条の10第1号及び第2号に定める比率等について、毎月末現在の状況を翌月20日までに、当該金融商品取引業者を所管する金融庁長官又は財務局長宛てに報告すること。」 （注）金商法施行令第1条の10第1号及び第2号に規定する私設取引システムに係る「総取引高」については、上記「<u>イ.</u> 取引量に係る数量基準」ただし書に基づき算定した数値についても報告を求めることとする。 b. 競売買以外の方法又は競売買の方法と競売買以外の方法を併用して価格決定を行う私設取引システムの場合、 「金融商品取引業者は、上記<u>イ.</u> a 1 及び2に定める比率等について、毎月末現在の状況を翌月20日までに、当該金融商品取引業者を所管する金融庁長官又は財務局長宛てに報告すること。」 <u>ハ.</u> （略）	<u>ハ.</u> 取引量に係る報告 a. 競売買の方法（競売買以外の方法を併用する場合も含む。）により価格決定を行う私設取引システムの場合、 「金融商品取引業者は、金商法施行令第1条の10第1号及び第2号に定める比率等について、毎月末現在の状況を翌月20日までに、当該金融商品取引業者を所管する金融庁長官又は財務局長宛てに報告すること。」 （注）金商法施行令第1条の10第1号及び第2号に規定する私設取引システムに係る「総取引高」については、上記「<u>ロ.</u> 取引量に係る数量基準」ただし書に基づき算定した数値についても報告を求めることとする。 b. 競売買以外の方法又は競売買の方法と競売買以外の方法を併用して価格決定を行う私設取引システムの場合、 「金融商品取引業者は、上記<u>ロ.</u> a 1 及び2に定める比率等について、毎月末現在の状況を翌月20日までに、当該金融商品取引業者を所管する金融庁長官又は財務局長宛てに報告すること。」 <u>三.</u> （略）